

令和元年度指定地域密着型サービス事業者集団指導配付資料 個別サービス編（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）

1 宿泊サービスの提供に係る届け出について

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護において、営業時間外に、当該設備を利用し、通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を行う場合には、宿泊サービスの提供を開始する前に、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護の指定を行った市町村長に届け出る必要があります。

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」に基づき、市への届け出をしてください。

・根拠基準

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第2章の2（地域密着型通所介護）第22条第4項、第3章（認知症対応型通所介護）第44条第4項

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第2章（介護予防認知症対応型通所介護）第7条第4項

・当該サービスの詳しい説明は、周南市ホームページ

(<https://www.city.shunan.lg.jp/site/chiikimicchaku-service/47465.html>)を 参照

2 サービス提供時間が2時間以上3時間未満の利用について

《実地指導指摘事項》

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護は、次に当てはまる場合にのみ算定してください。

1 前もって、利用者の心身の状況によるやむを得ない事情などにより、長時間のサービス利用が困難であると居宅サービス計画に位置付けられている場合
【具体例】 ・病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要があることがあらかじめ分かっている場合
2 サービス利用当日に、利用者のやむを得ない事情により、計画された時間のサービス利用が困難となった場合
【具体例】 ・医療機関への急な受診や、葬儀への参列など社会通念上必要と認められる場合 ・単なる利用者の要望によるものは対象外
※注 ・居宅サービス計画の変更は必要ありませんが、当初よりも大きく時間が短縮となった場合は地域密着型通所介護計画の変更を行うこと